

はじめに

男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、私たちみんなの願いであり、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題のひとつとして位置付けられています。

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、これまで国、地方公共団体では、男女共同参画実現に向けた様々な取組みが進められてまいりましたが、急激な社会情勢の変化や少子化が進む中、様々な解決すべき課題が残されています。

県では、平成13年に男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めてまいりました。

また、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画を平成23年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」として策定しました。

このプランでは、石川県がめざす男女共同参画社会「男女が共に築く 活力ある石川 —3つのC（チェンジ、チャレンジ、チャンス）の実現—」に向け、「男女共同参画の理解促進」「女性が社会のあらゆる分野の意思決定に参画し自立的な力を持つこと（女性のエンパワーメント）の促進」「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」「人権が尊重される社会の形成」の4つの基本的視点に基づき、施策の推進に取り組むこととしています。

本書は、石川県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書として作成したもので、「いしかわ男女共同参画プラン2011」に基づく施策の実施状況及び男女共同参画に関する各種のデータをまとめて本県の男女共同参画の推進状況を明らかにしたものです。

男女共同参画社会の形成は行政のみの努力で実現するものではありません。県民の皆様、企業、団体等と手を携えながら取組を進めていくことが重要だと考えております。本書を男女共同参画社会の形成に向けた取組の参考資料として多くの方々にご活用いただければ幸いです。

平成23年12月

石川県県民文化局長

目 次

第1部 本県の男女共同参画の推進状況

1	石川県男女共同参画推進条例の概要	3
2	「いしかわ男女共同参画プラン」の概要	4
3	「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」の概要	7
4	データで見る男女共同参画の状況	9
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	9
	基本目標Ⅱ 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大	12
	基本目標Ⅲ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現	14
	基本目標Ⅳ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	19
	基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進	23

第2部 本県の男女共同参画関連施策

1	男女共同参画社会の形成に向けた施策	26
2	「いしかわ男女共同参画プラン」施策体系別事業一覧	27

第3部 市町における男女共同参画の推進状況

1	庁内連絡会議、諮問機関等の設置状況	34
2	条例の制定及び計画の策定状況	34
3	意識調査等の実施及び推進員の設置状況	35
4	苦情処理体制、審議会等委員の目標及び登用状況	35
5	市町議会議員、管理職の在職状況	36
6	公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長（区長）の状況	36
7	市町担当課	37
8	市町DV担当窓口	37

第4部 資料編

1	男女共同参画社会基本法	40
2	石川県男女共同参画推進条例	45
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	50
4	男女共同参画の推進に関する年表（世界・国・県）	60
5	男女共同参画苦情処理状況	62